

●香川県告示第140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年6月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 保安林の所在場所

観音寺市豊浜町箕浦字井モ坪乙28番1・乙29番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、乙29番15、乙29番22、字高ハタ乙30番1、字大谷乙31番1（次の図に示す部分に限る。）、字八ヶ峯乙32番2、豊浜町和田字前山丙34番1、丙34番2、丙36番1から丙36番4まで、丙36番8、丙36番9、丙37番1、丙37番5、字大谷丙142番2・丙147番2（以上2筆国有林）、丙91番1（次の図に示す部分に限る。）、丙91番2、丙91番3、丙92番から丙97番まで、丙98番1、丙100番1、丙101番1、丙102番1、丙103番1、丙104番1、丙105番から丙119番まで、丙120番1（次の図に示す部分に限る。）、丙121番1、丙122番1、丙123番、丙125番1、丙128番1、丙129番1、丙130番（次の図に示す部分に限る。）、丙131番、丙132番1、丙135番から丙141番まで、丙142番1、丙143番1、丙143番2、丙144番から丙146番まで、丙147番1、丙148番から丙150番まで、丙153番から丙155番まで、丙156番1、丙156番2、丙157番から丙164番まで、丙349番2、丙791番1、丙791番4、丙794番2、丙795番、丙796番、丙797番1、丙798番1、丙805番、丙812番1、丙817番1、丙821番、丙822番

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び観音寺市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）